

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外6名

被告 山口県知事 村岡 嗣政

意 見 陳 述

2026年4月27日

山口地方裁判所 御中

原告 小 畑 太 作

先ずは、陳述の機会を与えて下さった裁判官の皆様に感謝申し上げます。

原告を代表して、本訴訟への想いを短く申し上げます。

本訴訟を提起する前、2018年12月、わたしたちは山口県知事に、山口県護国神社への公務参拝は憲法違反行為に当たるので止めるよう要請をはじめました。

しかし、知事は、参拝は社会的儀礼に過ぎないのだと、更には最高裁判例は存在しないのだと主張し続けました。

その間、2021年11月の山口県議会定例会において、ある県議会議員が、わたしたちの要請を批判すると共に、「靖国神社や護国神社は、家庭に…ある仏壇や神棚や祭壇と同じであり、単なる神道宗教施設ではない」と前置きした上で、「多くの日本人は、知人の家にお邪魔をした際、たとえ宗教が違って、その家に礼を尽くすためにその家の仏壇や神棚に手を合わせられるのではないのでしょうか。戦没者慰霊祭への参拝は、社会通念上最も大切な儀礼であり、政教分離の原則に反するものではありません。村岡知事も、戦没者や御遺族に対して弔意、哀悼の意を表するために社会的儀礼として出席している、憲法で禁止されている宗教的活動には当たらないとの見解を堂々となされており、御英霊の顕彰に携わる全ての者を代表して、村岡知事に厚く御礼を申し上げます。」と。これに対して村岡知事は、参拝を継続す

る旨を答弁されました。（甲 1 9 号）

このやりとりによってわたしは改めて理解したのです。すなわち、これらの方々にとって、靖国神社や護国神社は、今以て戦中と同じく国家の宗教であり、だからそれへの参拝は社会的儀礼だと言えるのだということをです。

確かに憲法は、私人が戦前と同様の思想や信教でいることを容認しています。しかしそれを、公的行為とすることは厳格に禁じているのです。なぜならば、公になれば、市民全般との関わりが必然的に生じるからであり、事実、靖国神社・護国神社の教えとは、まったく相容れない思想・良心、信教、すなわち生き方を選択しているわたしにとって、知事の公務参拝には、看過し得ない憤りや苦痛を覚えるのです。

もっとも本裁判で求めているのは、思想や信教の善し悪しの判断ではありません。知事の公務参拝が憲法が禁じる宗教的行為か否か、すなわち、わたしたちが忍耐を強いられることか、公権力が少数者に寛容であることかの、いずれが正当かであるかの判断です。

裁判官の皆様には、何卒、憲法と良心のみに基づいた審理と判断をお願いして陳述を終わります。

以上